

1. 件名：高速増殖原型炉もんじゅ 燃料出入機本体 A ドアバルブ及び燃料洗浄設備ドアバルブ閉止不可について
2. 日時：令和 5 年 1 1 月 2 日 1 3 時 1 5 分～1 4 時 1 5 分
3. 場所：原子力規制庁 3 階会議室及びテレビ会議室
4. 出席者：
原子力規制庁
長官官房総務課事故対処室
小野室長補佐
原子力規制部核燃料施設等監視部門
小澤企画調査官、石井主任監視指導官、百瀬主任監視指導官、正路管理官補佐
日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という。）
敦賀廃止措置実証部門 廃止措置部次長 他 5 名
敦賀廃止措置実証本部 グループリーダー 他 2 名（テレビ会議システムによる出席）
5. 要旨
 - (1) JAEA から、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）における燃料出入機本体 A ドアバルブ及び燃料洗浄設備ドアバルブ閉止不可の事象について、資料に基づき説明があった。
 - 10 月 23 日に炉外燃料貯蔵槽（以下「EVST」という。）から燃料出入機 A 内にサーベイランス集合体 II 型*（以下「II 型」という。）を収納後、自動で燃料出入機本体 A ドアバルブ及び EVST ドアバルブが全閉とならなかったため自動化運転が停止した。
*サーベイランス集合体 II 型
原子炉容器及び炉内構造物と同じ材料を試験片に加工し、中性子照射等による材料特性を定期的に監視するもののうち、炉心ラックに収納して使用するもの。
 - 10 月 24 日に燃料出入機本体 A ドアバルブ及び EVST ドアバルブの表面等に付着していたナトリウムを除去したところ全閉することができたため、復旧と判断した。
 - 10 月 25 日に EVST から II 型を燃料出入機本体 A に収納後、燃料洗浄設備に移動し、燃料出入機本体 A 内から燃料洗浄設備内に II 型を装荷していたところ、更に別の警報が発報し、燃料出入機本体 A ドアバルブが閉止できない状態となった。そのため、燃料洗浄設備床ドアバルブを閉止しようとしたところ、警報が発報し、燃料床ドアバルブも閉止できない状態となった。
 - 原因は調査中であることから、当該機器内部の状態や復旧方法が明らかになった時点で研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第 129 条の報告（以下「法令報告」という。）の対象となるか検討する。

(2)原子力規制庁から原因調査が完了したら、調査結果を説明することを求め、JAEAから了解した旨回答があった。

6. 資料

- ・燃料出入機本体Aドアバルブ及び燃料洗浄設備ドアバルブ閉止不可について